

==== 公布された規則のあらまし ====

◇鳥取県食品衛生法施行細則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県食品衛生法施行条例の一部改正に伴い、生食用食肉衛生管理責任者の責務及び設置届出の手續について定めるとともに、公衆衛生の見地から望ましい施設の構造及び設備の基準並びに当該基準に合う施設の許可の有効期間等について定める。

2 規則の概要

- (1) 生食用食肉衛生管理責任者は、生食用食肉の基準及び規格が遵守されるように、生食用食肉を取り扱う施設の衛生管理に当たるものとする。
- (2) 生食用食肉衛生管理責任者を設置したときは、15日以内に総合事務所に届け出ることとする。
- (3) 公衆衛生の見地から望ましい施設の構造及び設備の基準は、調理室等の床を排水がよい構造とすること、洗浄設備を二槽式以上とすること、区画された放冷室、冷凍室等を設けることなどとする。
- (4) 営業の許可の有効期間は、5年とする。ただし、(3)の基準に合う施設は6年とするほか、特に認める施設は6年から8年とする。
- (5) 施行期日は、平成23年10月15日とする。